

**東日本大震災復興関連事業チェックシート**  
(平成23年度第3次補正予算)

(環境省)

事業名	災害廃棄物処理特措法及び放射性物質汚染対処特措法の施行による体制強化に伴う地方環境事務所共通経費		担当部局庁	大臣官房		作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	政策評価広報課地方環境室		地方環境室長 森 豊				
会計区分	一般会計		施策名	-						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	災害廃棄物処理特措法 放射性物質汚染対処特措法		関係する計 画、通知等	-						
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	災害廃棄物処理特措法及び放射性物質汚染対処特措法の施行による体制強化のため、福島環境再生事務所設置・運営に必要な経費。									
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	福島環境再生事務所設置・運営のための職員の人件費、旅費、備品費、消耗品費、燃料費、通信運搬費、光熱水料、借料、雑役務費等。									
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他									
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計	
	-		-		-		120		120	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込		
			23年度	( )年度				( )	( )	
	福島環境再生事務所の設置・運営のために必要な経費であり、成果目標を算出するのは困難。					福島環境再生事務所の設置・運営のために必要な経費であり、活動指標を算出するのは困難。			( )	
単位当たり コスト	(円/ )				算出根拠	福島環境再生事務所の設置・運営のために必要な経費であり、単位当たりのコストを算出するのは困難。				
事業所管部局による点検										
項 目					内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					福島環境再生事務所は、福島周辺地域の放射性物質の除染活動の拠点となる事務所であり、東日本大震災からの復興の基本方針6原子力災害からの復興④放射性物質の除去等で示されている考え方との整合性がとられている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					福島環境再生事務所は、福島周辺地域の放射性物質の除染活動の拠点となる事務所であるが、原発事故に伴う放射性物質による汚染は最大の環境問題の一つであり、除染は福島における最大の課題となっている。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					放射性物質により汚染された物の処理等これまで環境省が行ったことがない新たなものであり、かつ今般の放射性物質による環境汚染は極めて深刻かつ広範であり業務が膨大であることから、福島環境再生事務所の設置・運営により、事業を効果的に実施できる。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					放射性物質により汚染された物の処理については、現地の事務所が中心となって実施するのが、最も効果的かつ効率的である。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施することとなっている。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					福島環境再生事務所は、福島周辺地域の放射性物質の除染活動の拠点として計画的に設置される事務所であり、東北地方環境事務所等の他事務所との位置づけに整合性はとられている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					福島環境再生事務所の設置は、事業の迅速な着手・執行、執行の透明性の確保、進行管理が適切に行うために必要な体制強化である。					

注1.「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/ )」などと記入すること。

注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。